

## 日米地位協定の改正を求める意見書

現在、我が国において、日米安全保障条約と日米地位協定に基づく在日米軍施設・区域（以下「米軍基地」という。）は30都道府県に128施設が所在し、面積は約980平方キロメートルとなっています。そのうち、米軍専用施設は13都道府県に78施設が所在し、面積は約264平方キロメートルを占めています。

米軍基地が所在する全国の地方自治体は、長年にわたり、基地の存在によって派生する過重な負担を強いられてきました。特に、全国の米軍専用施設の約70%が集中する沖縄県では、米軍機の事故や騒音を初め、米軍人・軍属による犯罪、事件等が後を絶たず、地域住民の生活は危険にさらされ、圧迫されています。

一方、沖縄県以外の各地においても、米軍艦艇と民間船舶の事故が多発しています。さらに、危険性が指摘されているオスプレイの全国規模での運用も進んでいます。日米地位協定の問題は、沖縄県だけのものではありません。

そもそも、日米地位協定は、日米の安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、1960年に締結されて以来、50年以上もの間、一度も改正されていません。これまで一定の運用改善や環境補足協定の締結等がなされてきたものの、根本的な問題解決には不十分と言わざるを得ません。

よって、政府は、米軍基地から派生するさまざまな事件、事故等から国民の生命、財産と人権を守るため、日米地位協定を改正するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣